

目標1 男女平等参画のまちづくりの推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 男女平等参画に関する市民意識の向上

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 男女平等参画に関する総合的な普及・啓発	1	男女平等参画に関する総合的な普及・啓発	企画経営課	1	男女共同参画週間パネル展の実施や啓発誌「Shall we?」の発行などを通じて、男女平等参画に関する市民意識の普及・啓発に努めた。 また、事業実施の際に、男女平等参画条例のPRを行った。 さらに、性別の違いを認め、全ての市民が差別的な取扱いを受けることなく人権が尊重される社会の実現に向けて「人権を尊重するまち三鷹条例」を、市民ワークショップや市民フォーラムを開催し、気運の醸成に努めながら制定した。合わせて、同条例の理念を踏まえ、性的マイノリティの生きづらさを軽減し、地域の理解促進を進めるため「三鷹市パートナーシップ宣誓制度」を新設した。	男女平等参画条例、人権を尊重するまち三鷹条例、三鷹市パートナーシップ宣誓制度の趣旨を踏まえ、引き続き、男女平等参画に関する各事業を実施し、総合的な普及・啓発に努める。 令和6(2024)年度に策定する新計画の策定にあたり、庁内連携会議での協議のほか、男女平等参画審議会の調査・審議、パブリックコメントにより意見を反映し検討を進める。
	2	男女平等参画啓発誌「Shall we?」の発行	企画経営課	1	市民編集委員と協力し、社会の動向を踏まえながら、男女平等参画に関する啓発効果が高まるテーマや内容とし、第69～78号を発行した。 また、子育て支援サイト「みたかきっずナビ」での情報発信も令和5(2023)年度より新たに開始した。	引き続き定期的(年間2回)に発行する。 また、市民編集委員と連携し、テーマや構成などを工夫して魅力ある紙面づくりに努める。あわせて、電子書籍化も継続して実施する。 従来の編集方針に加え、男女の枠に限らず、多様な性を尊重する視点や考え方を自然に持つことができるような紙面づくりに取り組む。
	3	新たな啓発方法の検討	企画経営課	1	情報提供機能を集約した女性交流室にて配架している各種案内チラシや図書等について、見やすく手に取りやすい配架方法に変更した。 また、国・都・都内自治体等で実施している、男女平等参画の啓発方法を調査・研究した。	幅広い世代に男女平等参画啓発誌「Shall we?」を周知するため、PR方法や、発行時の周知方法を工夫する。 また、総合的な啓発については、引き続き国・都・都内自治体等の事例を調査するとともに、近隣の大学や民間団体など、新たな情報発信のルートを検討し、ネットの活用を含む効果的な啓発方法を検討する。

目標2 相談体制の充実

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 相談窓口の充実

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 男女平等参画相談員制度の活用	4	男女平等参画相談員制度の周知と活用	企画経営課	1	ホームページや広報みたか、男女平等参画啓発誌等に掲載するとともに、事業実施の際に、相談員制度の周知を図った。 また、男女平等参画相談員と「こころの相談事業」カウンセラー、庁内関係部署の職員による情報交換を適宜実施し、連携を図った。 令和4(2022)年度より養育費確保支援事業のひとつとして養育費等取り決めに係る相談を開始した。 【利用件数】 令和元(2019)年度: 2件 令和2(2020)年度: 0件 令和3(2021)年度: 2件 令和4(2022)年度: 5件(うち養育費相談5件) 令和5(2023)年度: 12件(うち養育費相談12件)	弁護士資格を持つ相談員が、男女平等参画に関連する法律相談に対応する強みを活かし、他の相談事業との連携を意識した事業展開を図る。 また、制度について広報みたかやリーフレット等により周知を図るとともに、相談員と「こころの相談事業」カウンセラー、庁内関係部署の職員との意見交換の場を活用し、ネットワーク強化に努めた。引き続き、一人ひとりのニーズに応じた相談窓口を適切に案内できるようにすることで、総合的に利用しやすい相談制度を目指す。
② こころの相談事業の活用	5	こころの相談事業の実施・充実	企画経営課 相談・情報課	1	こころの相談事業について、過去5年間の利用率はそれぞれ以下のとおりであった。 (女性向け)R1:42.6%、R2:49.0%、R3:57.7%、R4:70.0%、R5:62.2% (男性向け)R3(7月～):44.4%、R4:66.7%、R5:63.9% (ダイヤル)R1:19.6%、R2:27.3%、R3:32.6%、R4:15.6%、R5:32.3% 新型コロナウイルス感染拡大による家庭環境、仕事への影響等により、利用率の向上が見られた。令和3(2021)年度より、男性向けの相談事業を開始し、多様化するニーズに対応できる体制を整備した。	引き続き、リーフレット等の配布や、ホームページや広報みたか、男女平等参画啓発誌等でPRを行う。 また、子ども家庭支援ネットワークやDV防止のための庁内関係窓口連絡会など、相談事業に関連する会議において、「こころの相談事業」の活用を促すとともに、関係部署と情報共有などによる連携を深め、多様化する利用者の悩みにも迅速かつ適正に対応できるように努める。 利用状況の分析を行うなど、利用者のニーズに沿った実施体制へのさらなる改善を目指す。
③ 各相談窓口の活用	6	婦人相談員、心のなやみ相談などの活用	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課	1	ホームページや広報みたか、男女平等参画啓発誌等に掲載し、相談者のニーズに合わせた窓口があることの周知を図った。 また、「こころの相談事業」カウンセラーや企画経営課、相談・情報課、子育て支援課で定期的に会議を開催するなど、情報共有を行い連携を図りながら、相談内容に合わせて、適切な窓口を紹介した。	今後も「こころの相談事業」カウンセラーと企画経営課、相談・情報課、子育て支援課間でカウンセラー会議を定期的に行い、連携強化を図る。

目標2 相談体制の充実

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 相談体制の充実のための連携体制の強化

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 相談体制の充実のための連携体制の強化	7	こころの相談事業、男女平等参画相談員、婦人相談員、心のなやみ相談事業の実施	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課	1	「こころの相談事業」カウンセラー、男女平等参画相談員及び庁内関係部署の職員によるカウンセラー会議を開催し、相談内容の傾向や対策を共有し、相談事業の円滑な対応を図った。	引き続き、カウンセラー、相談員及び職員の連携強化を図る。 また、広報媒体や事業実施の際などで制度の周知を図るとともに、相談内容に適した相談窓口が分かりやすい案内や周知方法について検討を進める。 さらに令和6(2024)年度より、性の多様性に関する専門相談事業(みとかSOGI相談)を開始し、困難を抱える女性に対する支援として、女性相談支援員(旧:婦人相談員)が所属する子育て支援課はじめ関係各所と連携した相談体制の強化に取り組む。
	8	法的支援機関等との連携の強化	企画経営課 子育て支援課 関係各課	1	女性相談支援センター等と連携し、被害者の安全を最優先とした緊急保護を実施するとともに、相談者の状況に応じ、民間シェルターや法テラスの法律相談へつないだ。裁判・調停への同行、行政手続きの助言など自立に向けた支援を行った。	相談者のニーズと安全性を的確に把握し、専門機関と連携した支援に引き続き取り組む。
	9	「庁内関係窓口連絡会」の開催と情報共有	企画経営課 子育て支援課 関係各課	1	DV防止や被害者支援に向けて、全庁的な推進体制を強化するため、「DV防止のための庁内関係窓口連絡会」を開催した。庁内各部署のDV被害者等への対応状況を報告・確認するとともに、課題を共有し、関係窓口間の連携強化を図った。	引き続き、庁内関係窓口連絡会を開催し、情報共有を図り、関係部署間のネットワーク強化に努める。
	10	配偶者等暴力による被害者支援のためのネットワークのさらなる強化	企画経営課 子育て支援課 子ども家庭課 関係各課	1 1	子ども家庭支援ネットワークの会議で事業の周知を図ったほか、子ども家庭支援センターと連携し、センターでの相談案件を、「こころの相談事業」による相談支援へと引き継ぐ体制を整えた。 子ども家庭支援ネットワークを有効に活用し、子ども家庭支援センターりぼんや保健センター、市民課と連携をとりながら、DV被害者支援の初期段階から子どもへの対応も同時に実施できるよう関係機関との連携を強化した。	子ども家庭支援センターから「こころの相談事業」に引き継がれた相談案件は、同センターと情報共有しながら支援していく。 また、幅広い年代の被害者の支援には、医療や介護、障がい分野等関係機関との連携が欠かせないが、庁内の関係部署はじめ、民間団体も含めた、より早急に対応できるネットワーク強化に取り組む。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 固定的性別役割分担意識に基づく慣行等の見直しと男女平等意識の醸成	11	男女平等参画の視点に立った講座等の実施	企画経営課	1	市民向け講座「男女平等参画のためのみとか市民フォーラム」を、これまでの年2回開催から、新型コロナウイルスの影響による中止(令和元(2019)・2(2020)年度)を経て、令和3(2021)～5(2023)年度は年1回の頻度で開催し、市民の男女平等意識の醸成を図った。令和5(2023)年度は初めてオンラインでの聴講も可能とし、より多くの市民が参加しやすい体制をつくった。 また、働き方改革応援プロジェクトとして、令和元(2019)年度及び3(2021)年度に講座を実施した。	引き続き男女平等参画の視点に立った講座等を実施し、男女平等参画意識の醸成に努める。 また、年齢・性別を問わず、多くの方に参加してもらえるよう、講演内容の充実を図るとともに、講座開催のさらなる周知に努める。 加えて、子育てや介護など事情のある方でも参加しやすいオンライン講座の実施を進める。
			教育政策推進室	1	従前より市立小・中学校全校で、学校、PTA、教育委員会共催事業(家庭教育学級)を実施している。令和元(2019)年度～令和5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催できなかった年度もあったが、その後は開催方法が多様化し、多くの学校で開催された。 子育てや性教育等をテーマとするなど、男女平等参画の視点も取り入れた講演が各校で開催された。	引き続き学校及びPTAと連携しながら、家庭教育学級等の機会を活用して男女平等参画意識の醸成に努める。
	12	男女平等参画啓発誌「Shall we?」の発行(再掲 No.2)	企画経営課	目標1の施策(1)を参照	目標1の施策(1)No.2を参照	目標1の施策(1)No.2を参照
	13	男女平等参画に関する情報提供	企画経営課	1	国・都・都内自治体等で発行する男女平等参画に関する冊子等を収集し、情報提供機能を集約した女性交流室に閲覧用として配架した。	常日頃から最新の資料等を収集するよう努め、利用者が情報収集しやすい環境づくりに配慮しながら配架する。とともに、多文化共生センター(仮称)への移行を見据えつつ、女性交流室の利用を促進するようPRに努める。
	14	男女共同参画週間パネル展の開催	企画経営課	1	内閣府が6月23～29日に実施する「男女共同参画週間」に合わせて、本庁舎1階市民ホールにて男女平等参画に関するパネル等の展示を行った。社会の動向を反映し、市民により関心を持って見ていただけるテーマ設定とし、また図書館とも連携し男女平等関連図書を紹介するなど、男女平等参画意識の醸成に努めた。	引き続き、今日的な課題やテーマに沿ったパネルを展示するとともに、男女平等参画啓発誌や関連リーフレットの配布等、展示内容を工夫し、さらなる男女平等意識の醸成に努める。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
	15	男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシーの普及・啓発	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌「Shall we?」において「広告とジェンダー」(第72号)を特集し、男女平等参画の視点からメディア・リテラシーに関する内容を取り上げた。また同誌(第76号)及び市民フォーラムにおいて「アンコンシャス・バイアス」についても取り上げることで、メディアに潜むジェンダーバイアスに気付くことができる視点を養うことにつながる情報発信を行った。	ホームページや広報みたか、男女平等参画啓発誌、男女共同参画週間パネル展等の機会を通じてメディア・リテラシーに関する啓発活動を定期的の実施し、さらなる男女平等意識の醸成を図る。
② 男女平等教育等の充実	16	保育園等における男女平等参画の視点に立った保育の実施	子ども育成課	1	保育のガイドラインに基づき、保育園等において保育者は、園児の性別によってあそびや役割などの規制を行わないよう努め、男女平等意識の視点に立った保育を実施した。	引き続き、男女平等意識の醸成の視点に立った保育を実施する。
	17	学校における男女平等観を育む学習内容の充実と指導の実施	指導課	1	管理職への指導とともに、各校人権教育担当者に対し、東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した研修を実施した。	引き続き、東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した研修を実施する。
	18	学校における男女平等参画の視点に立った進路指導の実施	指導課	1	管理職への指導とともに、キャリア教育担当・進路指導主任に対して、児童・生徒が自分と他者の個性を尊重し、生き方への関心を高め、自己理解を深められる進路指導を行うよう研修を実施した。	引き続き、研修等とおして、男女平等参画の視点に配慮した進路指導を実施する。
	19	公立小中学校における男女混合名簿の採用及び利用	指導課	1	男女平等参画の視点に立ち、三鷹市立小・中学校では男女混合名簿の採用及び利用を行った。	引き続き、男女平等参画の視点に立ち、望ましい男女平等参画社会の実現に向けて取り組む。
	20	公立中学校における標準服の対応	指導課	1	各学校において生徒が多様なスタイルの標準服を選択できるよう、標準服の見直しに取り組んでいる。	引き続き、生徒の要望に応じた柔軟な対応ができるよう、各学校において取り組みを図る。
	21	学校における男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシーを養う学習の実施	指導課	1	管理職への指導とともに、生活指導主任及び情報教育担当教諭への研修を行い、情報モラル教育の充実を指導した。	引き続き、情報教育を中心に、情報モラルやメディア・リテラシーを養う学習を充実する。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
	22	「教育ビジョン2022」及び「教育支援プラン2022」に基づいた総合的な計画の推進	指導課	1	三鷹市教育ビジョン2022及び三鷹市教育支援プラン2022に基づく男女平等参画の視点を全ての教育活動にもつように指導した。	引き続き、全ての教育活動において、三鷹市教育ビジョン2022及び三鷹市教育支援プラン2022に基づく総合的な計画に基づいた男女平等参画の視点をもつよう指導する。
③ 教職員等の意識改革の推進	23	教員に対する男女平等参画を含む総合的な人権教育に関する研修の実施	指導課	1	三鷹市人権教育推進委員会を年間3回実施し、担当校長、副校長及び全校の人権教育推進担当教員に対して総合的な人権教育の充実を図るための研修を実施した。	引き続き、三鷹市人権教育推進委員会を始めとした教員研修において、人権尊重の理念をもとにすべての教育活動を行うよう指導する。
	24	職員に対する男女平等参画に関する研修の実施	職員課	1	東京都市町村職員研修所にて実施の特別研修「男女共同参画研修」を入庁7年次の必修研修とし、計21名が受講した。なお、労働安全衛生課との合同研修については、目標4の施策(3)No.68を参照のこと。	「男女共同参画研修」について、今後も必修研修とするほか、受講年次等については必要に応じ見直しを行っていく。なお、労働安全衛生課との合同研修については、目標4の施策(3)No.68を参照のこと。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 配偶者等暴力の未然防止と早期発見	25	配偶者等暴力に関する啓発事業の実施	企画経営課	1	DV相談リーフレットを改訂し、各公共施設に配架した。リーフレットでは、支援体制や相談窓口を明確にするとともに、DV被害チェックリストを掲載した。さらに、コラム形式でデートDVや、子どもへの影響等も紹介した。また、男女共同参画週間パネル展等において、DV相談カードや男女平等参画啓発誌 Shall we?第73号「DV パートナーや恋人からの暴力を考える」などを配布し、周知・啓発を図った。	各種事業開催時等にはDV防止啓発リーフレット等を配布することで、更なる周知に努める。また、男女平等参画啓発誌等を活用し、DV防止支援について、更なる周知・啓発を図る。さらに、主に若年層を対象とした「デートDV」対策として、公立中学校等での啓発を検討する。
	26	配偶者等暴力に関する相談窓口の周知	企画経営課	1	DV相談カードを市民センター内トイレや指定管理施設(元気創造プラザ、SUBARU総合スポーツセンター)内の男性用・女性用・だれでもトイレそれぞれに設置し、定期的に補充点検を実施した。また、男女平等参画事業において、「こころの相談」リーフレットを配布するとともに、ホームページや広報みたかにおいて婦人相談等の相談窓口を掲載するなど、機会を捉えて相談窓口の周知を図った。	引き続き、機会を捉えて各種リーフレットやDV相談カードを配布・配架し、早期での相談を促す。
			子育て支援課	1	4月若年層の性暴力被害予防月間、6月男女共同参画週間、11月女性に対する暴力をなくす運動期間などの時期を捉え、ホームページや広報みたかでDV等の相談・女性に関する相談窓口の周知を図った。「みたかきつずナビ」FAQ欄を活用した取組を開始し、DVについて考える機会となるよう周知した。	安全で相談しやすい窓口となるよう、情報発信・相談体制の強化について引き続き検討する。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
	27	妊婦面接、乳児家庭全戸訪問等の実施	子ども家庭課	1	妊婦面接や新生児訪問に加え、思いがけない妊娠に戸惑いを抱える妊婦の相談や、新たに全ての産婦を対象としたアウトリーチ型のすこやかサポート事業のほか、1歳児を持つ家庭を対象としたファーストバースデイ事業などが始まったことで、配偶者やパートナーとの関係についてもDV等の問題を発見する機会が増え、これまで以上に妊産婦の状況把握に努めることができた。また、支援の必要な方については、他部署との連携を図った。	妊婦面接や乳児家庭全戸訪問等をおし、DV等の把握に努めるとともに、関係機関との連携強化に引き続き取り組む。また、DV等が子どもに与える影響について周知し意識啓発に努める。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の強化

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
② 相談体制の充実	28	こころの相談事業、男女平等参画相談員、婦人相談員、心のなやみ相談事業の実施(再掲 No.7)	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課	目標2の施策(2)を参照	目標2の施策(2)No.7を参照	目標2の施策(2)No.7を参照
	29	「庁内関係窓口連絡会」の開催と情報共有の強化(再掲 No.9)	企画経営課 子育て支援課 関係各課	目標2の施策(2)を参照	目標2の施策(2)No.9を参照	目標2の施策(2)No.9を参照
	30	配偶者等暴力による被害者支援のためのネットワークのさらなる強化(再掲 No.10)	企画経営課 子育て支援課 子ども家庭課 関係各課	目標2の施策(2)を参照	目標2の施策(2)No.10を参照	目標2の施策(2)No.10を参照
	31	保健センター、子ども家庭支援センターでのきめ細かな対応	子ども家庭課	1	コロナ禍により外出等の行動が制限されるなかで子育て世帯向けに、広報みたか、ホームページ、動画配信による情報発信を行った。児童虐待等のリスク要因のある家庭については、関係部署と連携し電話や家庭訪問、面接等の継続的な支援によりきめ細やかな相談支援を実施した。	支援の必要な家庭については、引き続き、相談窓口の周知や関係機関との連携により、きめ細やかな相談支援を実施していく。
③ 配偶者等暴力による被害者の安全確保と自立支援	32	DVシェルター等への一時保護実施などによる安全確保と自立に向けた支援の実施	子育て支援課 関係各課	1	DV被害者の生命の安全を最優先し、庁内関係部署と連携しながら広域的ネットワークを活用した保護を実施した。危険度・緊急度により、民間シェルターを活用した実績もあった。警察署等とも連携し、自立に向けた支援を実施した。	引き続き、庁内関係部署、警察署等と連携を図り、被害者の生命の安全を最優先に、自立に向けた重層的な支援を実施していく。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(3) 男女平等参画を阻害するさまざまな暴力への対策

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 未然防止に向けた普及啓発	33	ハラスメントの防止に向けた、庁内・学校向けの研修並びに市民向けの啓発の実施	企画経営課(市民向け)	1	男女平等参画啓発誌「Shall we?」第73号で「DV パートナーや恋人からの暴力を考える」をテーマに啓発を図ったほか、毎号ハラスメントに関する相談窓口を紹介した。また、国・都・都内自治体等の関連啓発物を、女性交流室に配架し、情報提供を行った。	引き続き、男女平等参画啓発誌、ホームページ、広報みたか、各種事業等を通じてハラスメント防止の啓発を行う。
			職員課 企画経営課 (庁内向け)	1	令和2(2020)年度より「LGBTをはじめとする多様な性に関する研修」を開始した。部課長職から順次受講し、令和5(2023)年度までにほぼ全ての職員が受講を完了した。性的マイノリティの方々の現況や直面する課題を知り、一人ひとりの人権を尊重した考え方や対応について学ぶ機会となっており、研修アンケートでもほぼ全ての職員が「新たな学びがあった」と回答するなど、職員の意識啓発に繋がった。	引き続き、新任職員及び希望職員に対して研修を実施する。また、受講者アンケートを参考により効果的な研修内容を検討しつつ、すでに受講した職員も定期的に受講する研修として継続して実施する。
			職員課 労働安全衛生課 (庁内向け)	1	毎年、ハラスメント防止対策研修(管理職・係長対象及び一般職対象)を実施した。 【研修概要】 ハラスメントの定義及び具体的な例、防止のための留意点、相談体制等(アンコンシャスバイアス、LGBT含む)。 【総括】 管理職研修は3～5年に1度の受講を必須としている。定期的に新しい知識を取得することで、ハラスメントの防止に繋がっていると思われる。	受講者のアンケート結果等を参考にし、ニーズ等を把握して、より効果的な研修内容として継続して実施する。また、受講者については、前回受講から一定期間経過している職員は再度受講してもらい意識の醸成を図る。
			指導課(学校向け)	1	ハラスメント防止研修を定例校長会及び定例副校長会で実施した。各学校では7月と12月を「服務事故防止月間」としてセクハラ防止研修等を重点的に実施し、ハラスメント防止の通知を発出することにより、教職員への周知・啓発を行った。	引き続き、各種研修等において、セクハラ等各種ハラスメント防止の啓発を図る。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(3) 男女平等参画を阻害するさまざまな暴力への対策

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
	34	職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	企画経営課	1	国・都・都内自治体等の関連啓発物を女性交流室に配架した。 また、ホームページや広報みたか、男女共同参画パネル展などの男女平等参画事業を通じて相談窓口を紹介し、ハラスメント防止の啓発に努めた。	引き続き、ハラスメントの防止に関して、庁内の関係各課と連携し、各広報媒体を通じた情報発信や啓発物の配布、相談窓口の案内などの事業の実施を通じて啓発に努める。
			生活経済課	1	労働者に対して、ホームページや啓発チラシ等を通じて相談窓口を案内し、啓発に努めた。また、商工会等関係団体に対して情報提供を行った。	
	35	ストーカー行為、性暴力の防止に向けた啓発の実施	企画経営課	1	令和4(2022)年度にDV相談リーフレットを改訂し、具体例を示すなどより伝わりやすい内容で啓発を図った。また、男女平等参画啓発誌「Shall we?」第73号で「DV パートナーや恋人からの暴力を考える」をテーマに啓発を図ったほか、毎号ハラスメントに関する相談窓口を紹介した。	引き続き、各種事業等を通じて暴力行為防止を啓発するとともに、相談窓口の周知を図る。 また、引き続き女性交流室に関連啓発物を配架する。
			子育て支援課	1	内閣府の通知に基づき、若年層の性被害に関する問題について取り組み、被害防止に向けた啓発と相談窓口の周知を図った。	
② 相談体制の充実	36	こころの相談事業、男女平等参画相談員、婦人相談員、心のなやみ相談の実施(再掲 No.7)	企画経営課 子育て支援課 相談・情報課 関係各課	目標2の施策(2)を参照	目標2の施策(2)No.7を参照	目標2の施策(2)No.7を参照
	37	法的支援機関との連携(再掲 No.8)	企画経営課 子育て支援課 関係各課	目標2の施策(2)を参照	目標2の施策(2)No.8を参照	目標2の施策(2)No.8を参照
③ ストーカー行為、性暴力による被害者に対する支援	38	ストーカー行為、性暴力による被害者に対する支援	子育て支援課	目標3の施策(3)を参照	目標3の施策(3)No.35を参照	目標3の施策(3)No.35を参照

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(4) 人権としての性の尊重

施 策 名	No.	事 業 名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内 達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り 組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 人権としての性の尊重の普及・啓発	39	啓発誌等を通じた人権としての性の尊重の普及・啓発	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌や男女平等参画週間において「多様な性」をテーマとした誌面や展示を行い、性的指向・性自認について考える啓発を行った。 また、「人権を尊重するまち三鷹条例」や「三鷹パートナーシップ宣誓制度」の制定にむけ、市民ワークショップを実施するなど、広く市民と考える機会を設けた。	引き続き、男女平等参画啓発誌、ホームページ、広報みたか、各種講座等を積極的に活用し、さらなる普及・啓発を図り、条例の推進を目指す。
	40	性的被害の防止等も含めた発達段階に応じた性教育の実施	指導課	1	全校に「性教育に関する年間指導計画」を作成させ、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施するよう指導した。SNSを媒介とした性被害防止について、長期休業前に全校通知した。	次年度に向けた「性教育に関する年間指導計画」を作成させるとともに、人権教育と関連させた性教育の充実を指導するとともに、SNSを媒介とした性被害防止について指導の充実を図る。
	41	CAP事業の実施 (Child Assault Preventionの略で、子どもに対するあらゆる暴力を防ぐための子どもへの教育プログラム)	企画経営課	1	学校向けの「CAPワークショップ」を実施し、小学生を対象とした子どもの人権啓発に努めた。併せて、保護者を対象として大人ワークショップを行った。 また、校長会でCAP事業の概要を配布するなど、周知を図った。 【実績】 令和元(2019)年度:子ども175人、大人19人 令和2(2020)年度:子ども101人、大人2人 令和3(2021)年度:子ども403人、大人93人 令和4(2022)年度:子ども500人、大人26人 令和5(2023)年度:子ども398人、大人40人 コロナ禍により参加人数が少なくなった年度もあったが、令和3(2021)年度より学園ごとに実施し、学校との連携を強化することでより多くの児童に参加してもらえる体制をつくった。	引き続き、学園単位で実施し、学校とより連携の強化を図る。また校長会の場以外でも事業の意義を伝えられるよう更なる周知を図り、より多くの子どもと保護者に参加してもらえるよう取り組む。
② 性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成に向けた啓発等の実施	42	人権を侵害する違法・有害なDVDや図書等の、青少年等からの隔離を含めた環境づくりの実施	児童青少年課	1	市内5カ所に不健全図書類回収箱を設置し、回収した不健全図書類を廃棄処分した。	引き続き、不健全図書類の廃棄処分を継続し、児童青少年の健全育成に悪影響を与えることを防止し、有害な図書やDVDなどから青少年等を守る環境づくりに取り組む。
	43	性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成に向けた啓発活動の実施	企画経営課	1	ホームページで「JKビジネス」の被害の実態を紹介する国のウェブサイトや、相談窓口の案内などを掲載した。また、国・都・都内自治体等の関連啓発物を収集し、女性交流室に配架した。	引き続き、機会を捉えて、啓発誌やホームページ、男女共同参画週間の展示などの男女平等参画事業を通じて、啓発活動に努める。

目標3 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(4) 人権としての性の尊重

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
③ 多様な性への理解と尊重	44	多様な性への理解と差別防止に関する講座等の実施	企画経営課	目標3の施策(3)を参照	目標3の施策(3)No.33を参照	目標3の施策(3)No.33を参照
	45	性別等に関わらない相談事業の検討	企画経営課	1	あらゆる市民にとってより相談しやすい環境づくりを進めるため、令和3(2021)年7月より「こころの相談(男性向け)」を新たに開始した。また、多様な性に関する悩みについて、より専門的な相談事業として対応するため、LGBT相談(仮称)の導入について検討を進めた。	性の多様性に関する相談事業「みたかSOGI相談」を令和6(2024)年度より開始し、あらゆる市民が自身のニーズに応じた相談が受けられるよう、体制の強化を進める。
	46	児童生徒に対するきめ細やかな対応	指導課	1	全校で人権教育プログラムに基づく指導を行うとともに、三鷹市人権教育推進委員会で、担当校長、副校長及び全校の人権教育推進担当教員に対して研修を実施した。第六中学校では、東京都から人権尊重教育推進校の指定を受け、教育プログラムを実践した。	引き続き、全校で人権教育プログラムに基づく指導を行うとともに、三鷹市人権教育推進委員会を始めとした教員研修で、性同一性障害等の理解や具体的な対応について理解を深めるよう指導する。
	47	公共施設の配慮に向けた検討	企画経営課 関係各課	1	公共施設の管理に従事する職員をはじめ、市職員が求められる配慮や対応について正しい理解を深めるため、「LGBTをはじめとする多様な性に関する研修」を令和2年度から5年度にかけて職位ごとに順次実施した。オンライン併用で職員が受講しやすいよう配慮し、令和5(2023)年度までで職員の大半が受講を終えることができた。 また、男女平等参画啓発誌「Shall we?」第76号で「アンコンシャス・バイアス」を特集した際、多様性と人権を考える取り組みとして、市内大学が設置している「オールジェンダートイレ」取材し、先行事例の情報収集を行った。	今後も職員向けの多様な性に関する研修を対象者を広げながら開催する。 また、公共施設が改修等となる際には、多様な性への配慮を踏まえた施設整備となるよう庁内での調整を図る。

目標4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 家庭・地域生活と仕事の調和のとれた社会の実現

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内 達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り 組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた普及啓発	48	啓発誌等を通じた啓発の実施	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌「Shall we?」第74号「父になる人」をみんなで応援！男性の育児休業」を特集し、啓発を図った。令和4(2022)年度には「男性の育児休業取得推進」をテーマに男女共同参画週間パネル展を実施し、来庁者に対し広く普及・啓発を行った。	引き続き、6月・11月・2月に横断幕、懸垂幕を掲示する。また、講座や男女平等参画啓発誌等を活用し啓発に取り組む。
			生活経済課	1	毎年6月・11月・2月にライフ・ワーク・バランスの横断幕を三鷹駅前ペDESTリアンデッキに、懸垂幕を市役所本庁舎に掲示し、市民に対して普及啓発を行った。	引き続き、6月・11月・2月に横断幕、懸垂幕を掲示する。また、ライフ・ワーク・バランスの啓発紙等を配布し、市民・事業者へ周知を図る。
② 男性の家庭生活や地域活動への参加促進	49	男性の家庭生活や地域活動への参加に向けた啓発の実施	企画経営課	1	令和4(2022)年度の男女共同参画週間パネル展において、育児・介護休業法の改正について紹介し、男女平等参画啓発誌第74号「父になる人」をみんなで応援！男性の育児休業」を配架した。 また、No.48に記載の取り組みのほか、同じく令和4(2022)年度の男女平等参画のためのみたか市民フォーラムでは、「男の家事が社会を救う!?笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと」と題し、東京大学大学院教授の瀬地山 角氏の講演を行い、男性が当事者として考えるための啓発を行った。	引き続き、男女平等参画啓発誌や講座等を通して啓発に取り組む。
			子ども家庭課	1	家庭における子育て力の向上と調和のとれた仕事と育児ができるようパートナーと参加できる両親学級やプレパパママ向けの食育講座、2歳前後のお子さんの保護者を対象とした子育て講座を開催し、保護者が協力して子育てすることの大切さを伝えた。	子どもの成長にあった親子のかかわりや、父親、母親双方がライフ・ワーク・バランスを意識しながら子育てすることの大切さを啓発していく。
	50	男性向け育児・子育て講座等の実施及び情報提供の充実	子ども家庭課	目標5の施策(4)を参照	目標5の施策(4)No.82を参照	目標5の施策(4)No.82を参照
			子ども家庭課	目標5の施策(4)を参照	目標5の施策(4)No.82を参照	目標5の施策(4)No.82を参照
	51	各地域におけるコミュニティ活動に関する情報提供の充実	企画経営課	2	各地域で実施する事業情報を収集し、今後の情報提供の方策等について検討した。	より多くの方が気軽に情報収集できるよう、地域への情報発信の方策について検討を進める。
			コミュニティ創生課	1	町会等自治組織の区域図を掲載することで、該当の町会を把握しやすいよう情報提供を行い、市民の地域活動への参加を促進した。	引き続き、ホームページ等を活用し、特に未来の担い手に向けて情報提供を行う。
52		市内で主に活動する団体に対する情報提供等の支援の実施	企画経営課(市民協働センター)	1	市民協働センター内に設置しているパンフレット架を活用して啓発誌等の配布を実施した。	引き続き、啓発誌等の配布を通じて支援を実施する。
			生涯学習課(生涯学習センター)	1	生涯学習センターのロビーなどにおいて、関連資料を配架し、利用団体に対し、情報提供を行った。	引き続き、生涯学習センターにおいて、関連資料を配架し、利用団体に対し、情報提供を行っていく。

目標4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 就労の場における男女平等参画・多様な働き方の推進

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 男女平等参画関連情報の市内事業者等への啓発	53	法改正情報、厚生労働分野における新しい情報の市内事業者に向けた提供	企画経営課	1	令和元(2019)年5月に改正された「女性活躍推進法」について、ホームページで改正内容を詳しく紹介し、制度改正によって事業者がどう対応すべきかが分かりやすい情報提供に努めた。	引き続き、ホームページ及び広報みたかで法改正情報、厚生労働分野における情報を周知・啓発を図る。
			生活経済課	1	広報みたかで労働基準法改正や労働保険等について周知を行ったほか、労働環境の整備等の周知・啓発を行った。	引き続き、ホームページ及び広報みたかで労働環境の整備等の周知・啓発を行う。
	54	被雇用者に対する就労に関する情報提供及び相談体制の充実	生活経済課	1	毎月第2水曜日に「しごとの相談窓口」を開設し、就労に関する相談体制の充実に努めた。また、「相談窓口ガイドブック」を毎年度1,000部発行し、就業関連機関及び就職支援セミナー等で就労等に関する情報提供を行った。	「しごとの相談窓口」を引き続き毎月1回開設するとともに、相談窓口ガイドブックを作成し、今後も引き続き就労支援等に関する情報提供を行う。
	55	職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施(再掲No.34)	企画経営課 生活経済課	目標3の施策(3)参照	目標3の施策(3)No.34を参照	目標3の施策(3)No.34を参照
② 事業者・従業員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組み	56	市内事業者等に向けたライフ・ワーク・バランスの啓発誌等を通じた啓発活動の実施	企画経営課	1	6月・11月・2月にライフ・ワーク・バランスの横断幕を三鷹駅前ペDESTリアンデッキに、懸垂幕を市役所本庁舎に掲示し、広く事業者・従業員含む市民の目に留まるよう啓発を行った。	引き続き、6月・11月・2月に横断幕、懸垂幕を掲示するとともに、講座や男女平等参画啓発誌等を活用し啓発活動に取り組む。
			生活経済課	1	啓発チラシ等を、生活経済課情報提供コーナーに配置し、啓発に努めた。また、商工会等関係団体に対して情報提供を行った。	引き続き、ホームページや広報みたか等で市民・関係団体等に情報提供を行い、庁内には、各課と連携し、啓発する。
	57	「三鷹版 働き方改革応援事業」の実施及び好事例等の情報提供	企画経営課	1	令和4(2022)年度まで働き方改革支援者による支援を実施し、参加事業者から労働環境の改善、業務の効率化、ICT化の推進等、効果が得られたとの報告があった。	働き方改革応援事業は、東京都において、令和3(2021)年度から類似事業が実施されていることから、市独自事業は令和3(2021)年度をもって新規受付を終了したが、引き続き男女平等参画啓発誌や講座などを通じて啓発に取り組む。
			生活経済課	1	周知チラシを、生活経済課情報提供コーナーに配置するなど、市内事業者に対して情報提供を行った。	引き続き、各課と連携し、市民・関係団体等に情報提供を行う。

目標4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 就労の場における男女平等参画・多様な働き方の推進

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
③ 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実施	58	講座等を通じた就職・再就職に向けたICT技術等の能力・技術の習得支援の実施	生活経済課(まちづくり三鷹)	1	Rubyプログラム講座の講師を養成するカリキュラムを開発し講座を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2(2020)年度については開催を見送ったが、令和3(2021)年度よりオンラインでの受講も可能とし、計画期間中に合計51人の講師を養成した。	講座自体の認知度がまだまだ低いため、社会のデジタル化の進展とも連動し、より多くの受講者の獲得を目指しながら、次年度以降についても、Rubyプログラム講座の講師を養成する講座を引き続き開催する。また、現在は社会人となった過去の受講生(中高生)が、教える立場に関わってもらう仕組みの構築を検討する。
			企画経営課(三鷹ネットワーク大学)	1	各年度において、小・中学校の教員をめざす大学生を対象とした講座「教師力養成講座」を2回(春学期、秋学期)、開催するとともに、キャリア・プランを考える講座「キャリアカウンセリング」を6回(令和2(2020)年度～4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で5回)実施した。	引き続き、「教師力養成講座」や「キャリアカウンセリング」等を実施することで、講座を通じた就職への支援等を行う。
	59	講座等を通じた地域における起業支援の実施	生活経済課(まちづくり三鷹)	1	起業・創業・ビジネス相談事業について、コーディネーターを通じ、起業・創業希望者へサポートを行った。「特定創業支援等事業による支援を受けたこと」の証明を得ることが、小規模事業者持続化補助金や創業助成金の応募要件のひとつであることから希望者が増加。そこで、当該証明の取得希望者向けのセミナーを、年間スケジュールに基づき定期的に開催した。東京都の支援メニューである「女性・若者・シニア創業サポート事業1.0」では、当社は、地域創業アドバイザーとしての役割を担い、セミナーなどを開催した。	起業・創業・ビジネス相談事業として、引き続きサポートを行う。「特定創業支援等事業による支援を受けたこと」の証明については、年間スケジュールに基づき、取得希望者向けのセミナーを定期的に開催予定。加えて、女性に特化したセミナーや兼業・副業者向けのセミナーも行う。東京都が行う「女性・若者・シニア創業サポート事業1.0」において、専門家である士業と連携し東京都が実施している融資後のハンズオン支援(経営状況の確認や指導)の一端を担い、地域創業アドバイザーとしてサポートする。
			企画経営課(三鷹ネットワーク大学)	1	各年度において、「起業」や「独立」に向けて実践的に学ぶ講座「みたか身の丈起業チャレンジ」を実施した。	引き続き、「みたか身の丈起業チャレンジ」等の講座を実施し、起業支援の取り組みを進める。
	60	東京都等の関係機関との連携による情報共有及び講座等の実施	生活経済課	1	市主催で、女性対象セミナーを開催するとともに、ハローワーク三鷹等と共催で「パートタイム就職支援セミナー」、東京しごとセンター多摩と共催で「女性しごと応援キャラバン、個別相談会」を開催し、就労に関する情報提供を行った。	引き続き、関係部署と連携して、女性のためのセミナーや個別相談会を実施する。

目標4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 就労の場における男女平等参画・多様な働き方の推進

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に向けた理解促進	61	市民・事業者等への情報提供	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌において「テレワーク」(第71号)、「女性の再就職と起業」(第78号)といった、女性の働き方について考える特集を積極的に組んだほか、女性の働き方を考えるうえで同時に考えることが不可欠である「男性の育児休業」についても、同啓発誌(第74号)や男女共同参画週間パネル展において取り上げるなど、情報発信を行った。	女性活躍推進計画に基づき、国・都・都内自治体等での女性活躍推進に関する講座等の情報を含め、女性交流室への配架、男女共同参画週間パネル展での展示、ホームページ、広報みたか、男女平等参画啓発誌等により、引き続き広く市民・事業者へ積極的に情報提供を行う。
			生活経済課	1	ホームページ及び広報みたか等で、市民・事業者へ情報提供を行い、女性の活躍推進に係る啓発に努めた。	引き続き、ホームページ及び広報みたか等で、市民・事業者へ情報提供を行う。
⑤ 多様な働き方の推進(ダイバーシティ&インクルージョン)	62	多様な働き方への支援	企画経営課	1	令和3(2021)年度まで働き方改革支援者による支援を実施したほか、男女平等参画啓発誌において「テレワーク」(第71号)、「女性の再就職と起業」(第78号)等、女性の働き方について取り上げ、多様な働き方について積極的に情報提供を行った。	働き方改革応援事業は、東京都において、令和3(2021)年度から類似事業が実施されていることから、市独自事業は令和3(2021)年度をもって新規受付を終了したが、今後も男女平等参画啓発誌等により、ダイバーシティ&インクルージョンを推進する。
			生活経済課	1	わくわくサポート三鷹で、多様な働き方について市民へ情報提供を行った。 毎月第2水曜日に「しごと相談窓口」を開設し、多様な働き方を含む就労に関する相談(計260件)に応じた。	引き続き、ホームページ及び広報みたか等で、市民へ情報提供を行う。

目標4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(3) 市の率先行動

施 策 名	No.	事 業 名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
①「三鷹市特定事業主行動計画」に基づく全ての職員の活躍推進	63	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(後期計画)の策定及び達成に向けた取り組みの実施	職員課 関係各課	1	「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画(後期計画)」に基づき、職員が性別に関わらず働きやすく、キャリア形成を行える環境づくりや働き方改革に取り組んだ。	「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画(後期計画)」の計画年度は令和8年3月までのため、引き続き計画に基づき、職員が性別に関わらず、働きやすく育児等とキャリア形成が両立できる環境づくりや働き方改革に取り組む。
② 市職員に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実施	64	管理職に占める女性の割合の拡大に向けた取り組みの推進	職員課	1	昇任昇格選考において、募集時の通知に男女平等参画の視点と女性の積極的応募への期待を示すとともに、男女の別にかかわらず職員の適正な能力評価を実施した。	女性職員の積極的な登用等、管理職に占める女性職員の割合の拡大に向けた取り組みを推進する。
③ 市職員の働き方改革によるライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施	65	市職員の有給休暇等取得率増加に向けた取り組みの実施	職員課 全庁	1	年次有給休暇の取得促進と計画的使用について、広報紙「明日のために♪」や庁内通知により周知を図った。三鷹市特定事業主行動計画において、全職員年5日以上取得及び職員1人あたりの取得日数15日以上を目標としているが、令和5(2023)年については5日未満取得者が53人、職員1人あたりの平均取得日数については14.6日であった。所属長に所属職員の年次有給休暇の取得状況を通知し、取得日数が5日未満の職員については、取得計画を作成し、取得を推進した。	引き続き取り組みを実施するとともに、各課に年次有給休暇の取得率を情報提供し、年次有給休暇や夏季休暇を活用した連続休暇の取得を促進するなど、年次有給休暇取得促進の取り組みを推進する。

目標4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(3) 市の率先行動

施 策 名	No.	事 業 名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内 達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り 組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
	66	市職員の超過勤務時間削減に向けた取り組みの実施	職員課 全庁	1	「完全一斉定時退庁日」、「ライフ・ワーク・バランス推進デー」及び「絶対退庁時間」の徹底を図った。三鷹市特定事業主行動計画において、年間540時間(月平均45時間)、1カ月100時間、2カ月から6カ月までの間に1カ月平均で80時間を超える時間外勤務を行う職員ゼロを目標としている。上記目標達成に向け、令和5(2023)年度は上限規制超過者のいる部署を対象に、ヒアリングを実施した。	業務改善と適正な人員配置、働きやすい職場環境づくりを進め、「三鷹市職員の働き方改革推進チーム」による実施状況の確認や検証、改善を行いながら、取り組みを推進する。
	67	男性職員の育児休業等取得の推進	職員課 全庁	1	三鷹市特定事業主行動計画において、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間平均で男性の育児休業取得率50%以上、また、取得対象者の出産介護休暇及び育児参加休暇の計5日以上取得を目標としている。後期計画期間中の男性職員の育児休業取得率は平均で57%となり、令和4(2022)年度は80%、令和5(2023)年度は79%と高い取得率となった。また、男性職員の出産介護休暇及び育児参加休暇取得日数は、後期計画期間中の平均取得日数は5.38日となった。会計年度任用職員を含め育児休業を取得しやすい職場環境づくりに向けて、「子育てハンドブック」や広報紙「明日のために♪」を活用し、出産・育児休業関連の諸制度や育児休業等取得経験者の声などを紹介し、育児休業の取得推進を図った。	引き続き、取り組みを実施するとともに、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進める。また、「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画(後期計画)」に基づく取り組みを推進する。

目標4 ライフ・ワーク・バランスと女性の活躍の推進

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(3) 市の率先行動

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
④ 職場環境の整備	68	ハラスメントのない職場づくりに向けた取り組みの実施	労働安全衛生課 全庁	1	女性活躍推進法の一部改正(令和元(2019)年6月5日公布)によりパワーハラスメント防止が定められた(令和2(2020)年6月1日施行)こと等により、セクハラ、パワハラ、マタハラ、その他全てのハラスメントの防止及び対応を図るため「三鷹市職員の職場におけるハラスメントの防止等に関する規則」等を制定(令和2(2020)年12月3日公布)した。非常勤の職員を含めすべての職員を対象とし、さらに委託事業者の従業員など職員以外の者にもハラスメントをしてはならないこと規定するとともに、苦情相談の対応についても規定した。あわせて、ハラスメント防止対策研修を実施し、ハラスメントの具体例を学びハラスメントの防止、相談窓口の周知、意識啓発を行った。	引き続き、ハラスメント等に関する相談窓口の周知を進めるとともに、ハラスメント防止対策研修を全職員に対して実施し、ハラスメントの防止(LGBTの内容含む)、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)などにより引き起こされるハラスメント防止にも取り組み、ハラスメントのない職場づくりを推進する。併せてラインケアを推進していく中で、心理的安全性の確保に取り組み、気持ちよく働ける職場環境の実現に努めていく。
	69	多様で柔軟な働き方に対応した取り組みの実施	職員課 全庁	1	「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画(後期計画)」に基づき、柔軟な働き方に対応した取り組みとして、時差勤務制度の利用を促進した。	テレワーク、フレックスタイム等といった多様な働き方については、「導入＝目的」ではなく、出張先でのモバイルワークの実施、通勤時間の有効活用などといった課題を解決するための一つの手法であるため、目的を明確化することで、その解決手法として必要な際に導入を検討する。三鷹市では当面、テレワーク端末を活用し、出張先等でのモバイルワークを進めていく。時差勤務制度については利用促進を続けていく。
⑤ 教職員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施	70	「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づく取り組みの推進	指導課	1	副校長業務支援員や部活動指導員の拡大配置をするとともにスクール・サポート・スタッフを引き続き全校配置することで、教員の負担軽減を図った。 また、労働安全衛生管理体制を強化するために継続して産業医を配置し、組織的に教職員の健康確保を図った。	引き続き、副校長業務支援員等の教員を支援する専門スタッフの充実を図り、教員の負担軽減に努める。

目標5 あらゆる分野・世代における男女平等参画を支える社会づくり

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 政策形成過程への女性の参画推進

施 策 名	No.	事 業 名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内 達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り 組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 行政委員会・審議会等における男女比率の均衡に向けた取り組みの推進	71	行政委員会・審議会等の男女比率の均衡化に向けた取り組みの実施	企画経営課 各主管課	2	一部の審議会等は男女比率は均衡が保たれているが、後期目標値(令和5(2023)年度)50.0%に対し、全体の審議会等における女性委員の割合は目標に達成しなかった。 平成31(2019)年4月 :36.8% 令和2(2020)年4月 :35.6% 令和3(2021)年4月 :32.8% 令和4(2022)年4月 :35.5% 令和5(2023)年4月 :36.3%	女性委員の割合の向上へ向けて、「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」の趣旨に基づき、委員等の選任を行う。 また、審議会等を主管している庁内の各部署へ周知等を行い、男女比率の均等に努める。 (令和6(2024)年4月現在で42.0%)
	72	市内関係団体等への女性役員の登用の呼びかけの実施	企画経営課 各主管課	1	男女平等参画啓発誌「Shall we?」を通じて、男女平等参画の推進の観点から、積極的な女性の採用、女性役員の登用の呼びかけを行った。	ホームページや広報みたかななどの広報媒体を効果的に活用し、積極的な女性の採用や女性役員の登用に向けた周知を図る。
② 男女比率、活動時間、運営方法等に対する配慮	73	市内関連団体等への男女比率の均衡に向けた呼びかけの実施	企画経営課 各主管課	1	男女平等参画のための三鷹市行動計画推進連絡会議等の際に、男女比率の均衡に向けて呼びかけを行った。	ホームページや広報みたか、男女平等参画啓発誌等を通じて、男女比率の均衡に向けて周知を図る。
	74	多様な市民が参加できるよう、市で実施する会議等の開催曜日・時間帯等への配慮の要請	企画経営課 各主管課	1	男女平等参画のための三鷹市行動計画推進連絡会議等の際に、会議等の日程調整を行う場合は、可能な範囲で、多様な市民が参加できるように配慮を要請した。加えて、対面とオンラインを組み合わせることで、参加しやすさを向上させた。	引き続き、男女平等参画のための三鷹市行動計画推進連絡会議等の場で、市民が参加する会議を開催する際は、多様な市民が参加できるよう日程・開催方法等を配慮するように要請する。

目標5 あらゆる分野・世代における男女平等参画を支える社会づくり

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 男女平等参画の視点を取り入れた防災活動の推進	75	男女平等参画の視点に立った防災活動等に関する情報収集と情報共有の実施	企画経営課	1	令和3(2021)年度より全国女性会館協議会が運営開始した「相互支援ネット」に参加し、災害時における自治体間の相互扶助の連携が図れる体制を整え、オンライン訓練に参加した。また男女平等参画啓発誌(第77号)では防災をテーマとし、市内各地での女性の視点を生かした防災の取り組みを紹介するとともに、防災の意思決定分野に女性が参画することの重要性に触れた。	関係部署で連携し、国・都・他自治体等から情報収集・共有を図るとともに、女性交流室等を活用した各種講座で防災活動等に関する情報発信に取り組む。
			防災課	1	国・都・他自治体等の防災に関する情報を収集した。防災出前講座実施時に、女性着替えスペース・授乳スペースを確保する等、女性のニーズに配慮した各避難所の運営マニュアルを順次整備していることについて情報共有を行った。また、乳幼児の母親向けの出前講座を実施した。	
	76	地域防災計画改定時における男女平等参画の視点の反映	防災課	1	令和5(2023)年度の地域防災計画の改定の際に、女性を含む要配慮者等による防災対策のそれぞれの視点の違いに配慮することを内容に盛り込んだ。	令和5(2023)年度に改定した地域防災計画をもとに、女性を含む要配慮者等に対して、要配慮者等の視点に立った対策をさらに進め、新たに見つけた課題を次回計画改定時に反映する。
	77	避難所運営マニュアルにおける男女平等参画の視点の尊重と反映	防災課	1	避難所運営連絡会開催時には、女性の参画を各自主防災組織に促すとともに、避難所運営マニュアルには、女性専用室の確保等の女性のニーズに配慮した避難所の設営及び運営を行う取組を進めている。	避難所運営における女性の管理責任者を配置するなど、女性の参画をより一層推進し、女性の視点を取り入れた避難所運営を推進する。

目標5 あらゆる分野・世代における男女平等参画を支える社会づくり

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(3) 生涯を通じた男女の健康づくり支援

施 策 名	No.	事 業 名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内 達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り 組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 男女の生涯を通じた健康支援	78	男女の生涯を通じた健康支援	健康推進課 子ども家庭課	1	健康づくり月間や週間に合わせた総合保健センターや市庁舎等での健康づくりの啓発や、三鷹駅、コミュニティバスでの啓発活動、市民健康講座など一部は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けオンラインで実施するなど工夫を図った。 また、男女が相互の身体上の特徴を理解し、お互いを尊重した生活が送れるよう、若い世代に向けた健康づくりに関するホームページの作成やイベントでの啓発活動を行った。	ライフステージに応じた健康づくりに関する情報発信を今後も事業等を通して、普及啓発を行う。
② 母子保健・医療等の推進	79	母子保健・医療等の推進	子ども家庭課	1	妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、妊婦面接(ゆりかご面接)や健診の場等を通して、妊娠期から子育て期の健康づくりを推進した。	妊娠期からの支援を充実させるとともに、健診、相談等も含め男女の健康づくりの推進を行う。若い世代のプレコンセプションケアの情報発信について引き続き検討する。
③ 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ(総合保健センター)を核とした総合的な健康増進事業の展開	80	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ(総合保健センター)を核とした総合的な健康増進事業の展開	健康推進課	1	総合保健センターにおいて、市民健康講座や健康相談等の実施、ライフステージに応じた健康づくりの情報発信を健康づくり月間や週間に合わせて、実施するなど、健康増進を支援する事業を行った。	引き続き、健康増進を支援する事業や情報の発信を進めていく。

目標5 あらゆる分野・世代における男女平等参画を支える社会づくり

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(4) 子育て支援の充実

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った子育て支援の実施	81	子育てしやすい環境づくりに向けたライフ・ワーク・バランスの推進(目標4参照)	企画経営課 関係各課	1	目標4の施策(1)No.48～施策(3)No.70を参照	市全体でライフ・ワーク・バランスを推進するため、女性活躍推進計画に基づき総合的に取り組む。
	82	健やかに育つための子ども・家庭支援	子ども家庭課 (すくすくひろば)	1	「家庭における子育て力促進の充実」を目指した育児講座を実施した。 父親、母親それぞれを対象とした講座に加え両親または父母どちらでも参加できる講座も行った。育児休暇後仕事復帰する家庭を対象に、復帰後の生活に向けての不安に対し、ライフワークバランスを意識した講座を行った。ひろばでは、スタッフは意識して保護者の話を聞き、気持ちに寄り添い対応することを心掛けた。	引き続き、父親、母親がお互いの気持ちを理解し合う講座や両親又は父母どちらでも参加可能な子育て力の向上をねらいとした講座を行うことで、父母がライフワークバランスを取り、一緒に楽しみながら、子育てに向き合えるように取り組む。
			子育て支援課	1	新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰等が子育て世帯に大変厳しい影響を及ぼし、経済的支援や家庭内紛争等の相談が多かったが、各世帯のニーズに合った情報や制度を丁寧に伝え、具体的な支援につなげた。 また、コロナ禍における国の給付金について、該当する子育て世帯への迅速な給付を実施した。	引き続き、多様化するニーズに対応し、支援制度や情報を必要とする方に確実に届くよう、庁内関係部署や関係機関との連携を強化していく。

目標5 あらゆる分野・世代における男女平等参画を支える社会づくり

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(5) 介護保険事業の充実

施 策 名	No.	事 業 名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内 達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り 組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施	83	ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施	介護保険課	1	第七期及び第八期介護保険事業計画(平成30(2018)年度～令和5(2023)年度)に基づき、男女平等参画の視点に立った適正な介護保険事業の運営に努めるとともに、高齢者等実態調査や各期の計画策定に向けた三鷹市介護保険事業計画検討市民会議の運営においても、男女平等参画の視点に立って行った。	第九期介護保険事業計画(令和6(2024)年度～令和8(2027)年度)に基づき、引き続き男女平等参画の視点に立った適正な介護保険事業の運営に努める。

施策(6) 高齢者・障がい者への支援

施 策 名	No.	事 業 名	担当課	達成状況	取り組み状況	今後の課題と取り組み予定
① ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施	84	ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施	高齢者支援課	1	社会福祉協議会が実施する家族介護者交流事業において、男性介護者交流会を開催するなど、介護に対する男性の参加促進を図った。また、子育てや仕事をしながら介護を行うダブルケアに関する講座を開催し、40代、50代の比較的若い世代に向けた発信にも取り組み始めた。	介護者談話室、男性介護者交流会の開催をととして、引き続き、介護に対する男性の参加促進を図る。また、介護者談話室等には高齢の介護者が多く参加しているが、今後は若い世代の介護者がつながる場の立ち上げにも取り組んでいく。
② ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施	85	ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施	障がい者支援課	1	障がい者の余暇の充実及び社会参加を促進する上で必要な、外出支援の担い手として移動支援ガイドヘルパーの養成を行った。	男性ヘルパーの不足を解消し、同性介護が十分できるよう、引き続きガイドヘルパーの養成を行い、障がい者の余暇の充実及び社会参加の促進を図る。

目標6 推進体制の整備

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(1) 女性センター機能の充実・活性化

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 女性センター機能の充実・活性化	86	女性交流室登録団体との定期的な連絡会の開催	企画経営課	1	女性交流室登録団体との連絡会を行い、女性交流室の設備更新に向けた意見聴取や利用率向上に向けたアンケート調査を行うとともに、各団体の活動状況を共有した。	登録団体と連絡会を開催することにより、女性交流室のさらなる活性化に向けた情報収集を行い、利便性向上及び利用率向上を図る。
	87	広報誌等を通じた女性交流室のさらなる利用促進に向けた啓発	企画経営課	1	男女平等参画審議会での利用促進や活用策などについての議論を踏まえ、女性交流室の一部リニューアル及び利用方法の一部改正を行い、利便性の向上を図った。またリーフレットの改訂も行い、改めて関係各課へ送付、配架に協力いただくよう周知を図った。	ホームページや広報みたかの活用、各種啓発事業との連携により、女性交流室のPRを行い、更なる利用促進を図る。さらに、啓発方法を含め、活用策などについても合わせて検討していく。
	88	市内公共施設における男女平等参画に関する資料の市民向け提供の実施	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌や男女平等参画に関する講座等のチラシなどを市内公共施設に配架し、男女平等参画関連の情報提供を図った。	男女平等参画啓発誌などの男女平等参画に関する資料を市内公共施設に配架し、市民への情報提供を図る。
			企画経営課(市民協働センター)	1	市民協働センター内に設置しているパンフレット架を活用して男女平等参画啓発誌等の配布を実施した。	引き続き、男女平等参画啓発誌等の配布を通じて、市民への情報提供を図る。
			生涯学習課(生涯学習センター)	1	生涯学習センターのロビーなどにおいて関連資料を配架し市民に情報提供を行った。	引き続き、生涯学習センターにおいて、関連資料を配架し、市民に情報提供していく。
			図書館	1	関連する図書の収集及び令和5(2023)年中に収集した男女平等参画関係図書の目録を発行した。	関連する図書の収集を継続するとともに、前年中に購入した新着図書の目録を毎年3月に発行し、新しい情報の提供を行っていく。
	89	「多文化共生センター(仮称)」における女性センター機能に関する検討	企画経営課	1	男女平等参画審議会において「多文化共生センター(仮称)」にあるといいと思う事業・取り組みをテーマとしたワークショップを実施するなど意見聴取を通して、「女性交流室」機能を拡充するセンターにしていく方向性の検討を進めた。	『「多文化共生センター(仮称)」の基本方針』の策定に向け、男女平等参画審議会や女性交流室登録団体など、幅広い意見の収集に努める。
② 生涯学習センターとの連携	90	三鷹中央防災公園・元気創造プラザ「生涯学習センター」との連携による機能の充実	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌など、関連資料の配架等について生涯学習センターに協力を依頼した。	生涯学習センターと連携しながら、より幅広い世代へ向けた男女平等参画の推進に努めていく。
			生涯学習課(生涯学習センター)	1	生涯学習センターのロビーなどにおいて関連資料を配架し市民に情報提供を行った。	引き続き、生涯学習センターにおいて、関連資料を配架し、市民に情報提供していく。

目標6 推進体制の整備

【後期計画期間(令和元～5年度)達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

施策(2) 推進体制の整備

施策名	No.	事業名	担当課	後期計画期間(令和元～5年度)内達成状況	後期計画期間(令和元～5年度)内の取り組み状況及び総括	今後の課題と取り組み予定
① 男女平等参画審議会の活用	91	男女平等参画審議会への行動計画の進捗状況の定期的な報告と審議会からの施策・事業等へのフィードバック	企画経営課	1	新型コロナウイルス感染拡大により令和2(2020)年度は一部書面開催としたが、「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第2次改定)」の取り組み状況などを報告するとともに、「人権を尊重するまちみかた条例(令和6(2024)年3月制定)や「多文化共生センター(仮称)」に求める機能・取り組みについて検討を行った。	行動計画の取り組み状況に関する報告を行うとともに、次期行動計画の策定についても、男女平等参画審議会への諮問・答申を通し、意見を反映しながら実施していく。
② 庁内推進連絡会議による連携	92	庁内推進連絡会議による連携	企画経営課	1	男女平等参画のための三鷹市行動計画推進連絡会議を開催し、本取り組み状況をもとに、庁内各部署の推進状況を情報共有した。 また、女性の生理の貧困対策について、庁内で連携して対応を協議し、さまざまな理由から生理用品の入手が困難な方へ、関係部署の窓口での相談・支援につなぐため生理用品の配布を実施した。	会議の実効性を高めるため、参加部署について見直しを図りつつ、引き続き男女平等参画を全庁的な取り組みとして推進するため定期的に開催していく。
③ 関係団体等との連携・協力の推進	93	関係団体等との連携・協力の推進	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌「Shall we?」を作成する上で、公募による市民編集委員をメンバーとする編集会議を開催し、内容を企画・提案・作成等を行った。 また、女性交流室登録団体との連絡会を開催し、利便性向上、利用率向上に向けた情報収集・意見交換を行った。 さらに子ども家庭支援ネットワークやカウンセラー会議において、情報共有等を図り、関係機関等との連携を強化した。	市民・市民団体・事業者等との協働や会議等での意見交換を通じて、幅広い視点をもって取り組むことを年頭に連携・協力の推進を図る。
④ 男女平等参画に関する意識・実態調査の実施	94	男女平等参画に関する意識・実態調査の実施	企画経営課	1	「第5次三鷹市基本計画」の策定に向けて実施した「市民満足度調査」において、男女平等参画関連の調査を盛り込んで実施した。	男女別区分のあるジェンダー統計として活用できる調査方法、内容となるよう意識した調査を実施し、今後の事業や計画策定に活かせるよう努める。
⑤ 国・東京都への要望	95	国・東京都への要望	企画経営課	1	東京都に対して、広域的な連携を図ったDV対策を要望した。	引き続き、機会を捉えて要望する。

男女平等参画指標(達成状況)

行動計画 (ページ)	指標名		前期実績値 (平成26(2014) 年度)	中期実績値 (平成30(2018) 年度)	後期実績値 (令和5(2023) 年度)	目標値 (令和5(2023)年 度)	現状の説明・今後の方向性等
14	各分野における男女 の地位が平等になっ ていると思う人の割合	家庭の中で	35.7%	40.7%	36.5%	50%	後期実績値は、令和4(2022)年度後半に実施した「市民満足度調査」において、男女平等参画関連の調査を盛り込んで実施した結果を記載した。 目標値に対して、すべての項目において、未達成となり、平成30(2018)年度の調査と比較して、「家庭の中で」及び「学校教育の中で」における平等意識の割合が下がった。 一方で「社会全体で」に関しては、10.9ポイントの増加となった。 今後も多様な価値観を尊重しつつ、広報みたか、ホームページ、パンフレットの活用、啓発事業の実施のほか、教育委員会との更なる連携により、総合的に男女平等意識の割合の向上を図る。
		職場の中で	20.7%	25.9%	26.4%	40%	
		学校教育の中で	66.6%	42.8%	40.2%	80%	
		社会全体で	17.3%	12.8%	23.7%	40%	
36	生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バラン ス)という言葉を見聞きしたことのある人の 割合		65.7%	74.9%	78.6%	75%	後期実績値は、令和4年(2022)年度後半に実施した「市民満足度調査」において、男女平等参画関連の調査を盛り込んで実施した結果を記載した。 平成30(2018)年度の調査と比較して、ライフ・ワーク・バランスの認知度は3.7ポイント増となり目標達成となった。今後も市報、ホームページ、リーフレットの活用、啓発事業の実施等により、ライフ・ワーク・バランスを推進し、認知度の更なる向上を図る。
42	市職員の管理職に占める女性の割合		22.7%	26.5%	21.9%	30%	数値は、各年度4月1日時点における数値を記載した。 令和5(2023)年度(令和5(2023)年4月1日)は21.9%となり、令和4(2022)年度24.3%と比較して2.4ポイントの減、目標の30%には至らなかった。 今後も性別にかかわらず、職員の適正な能力評価により昇任昇格選考を実施するなど、女性の積極的登用を図る。
46	市の行政委員会・審議会等における女性 委員の割合		36.1%	36.6%	36.3%	50%	数値は、各年度4月1日時点における数値を記載した。 令和5(2023)年度(令和5(2023)年4月1日)は、36.3%となり、令和4(2022)年度から0.8ポイント増となったものの、目標の50%には至らなかった。今後も庁内連絡会議で各課に働きかけを行うなど関係部署との連携を図りながら、引き続き目標達成を目指す。
57	女性交流室の利用率		35.1%	25.6%	16.4%	50%	令和5(2023)年度の利用率は16.4%となり、令和4(2022)年度の19.1%から2.7ポイント減となった。新型コロナウイルス感染拡大に伴う利用人数制限などを行ったことで、令和2(2020)年度に11.5%と大幅な減となって以降、利用率の落ち込み傾向が続いている。利用促進に向けて、引き続き、広報みたか、ホームページ等、リーフレット等を活用した周知を行っていく。加えて、女性交流室利用者団体連絡会での意見交換やアンケート調査を継続的に実施し、利用率の向上を図る。